

## 質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>1. 秘密情報の取扱いについて</p> <p>(1) 情報の開示について</p> <p>弊社は、貴省との契約締結及び当該契約に基づく業務支援の影響（監査の独立性の阻害要因や利益相反関係の有無等）を検証する目的及び品質管理目的で、KPMGインターナショナル（なお、KPMGインターナショナルとは、KPMG International Limited、KPMG International Services Limited及びKPMG International Cooperativeの総称をいいます。）及びメンバーファーム（KPMGインターナショナルとのライセンス契約により“KPMG”の名称を使用許諾された法人、組合その他の事業体をいいます。）の規程等に基づき各メンバーファームに対して情報を開示する必要があります。しかし、本開示は、プロジェクトの品質管理（以下、「品質管理」といいます。）を目的としており、秘密情報は開示の対象ではありません。（開示対象例：提案書、契約書、WBS、体制図）また、開示業務に携わる者は、上位の職位である者、かつ、KPMGと本件情報開示に特化した秘密保持契約を締結済みの職員のみ限定されています。なお、本品質管理は弊社内で実施するものであり、貴省に対して行うものではありません。</p> <p>また、弊社は、有限責任あずさ監査法人の子会社として事業運営又は業務遂行等が日本公認会計士協会の質問・調査等の対象となることがあり、要請等があった場合には、当該目的において日本公認会計士協会へ情報を開示する必要があります。</p> <p>上述の第三者への情報開示につきましては、弊社の事業運営上必要な対応となりますので、何卒ご許容頂きますようお願い申し上げます。</p>	<p>仕様書及び契約書に定める内容に抵触しない限り問題ございません。また、請負契約の業務の実施に当たっては監督職員による適切な履行管理・監督がされることと存じます。</p>
2	<p>秘密情報の取扱いについて</p> <p>情報の複製及び保管について</p> <p>上述の品質管理手続きや日本公認会計士協会の調査その他メンバーファームの規程等を遵守する目的で、各業務遂行に係る調書を作成、保存することが要請されています。当該調書には貴省から受領する情報のコピー等の複製物（電子メールにより情報の授受が生じた場合には電子メール記録）が作成、保管されます。これらの内部記録保管目的での情報の複製及び保管につきましても、弊社の事業運営上必要な対応となりますので、何卒ご許容頂きますようお願い申し上げます。</p>	<p>仕様書及び契約書に定める内容に抵触しない限り問題ございません。また、請負契約の業務の実施に当たっては監督職員による適切な履行管理・監督がされることと存じます。</p>
3	<p>秘密情報の取扱いについて</p> <p>情報システムの保守運用について</p> <p>弊社利用の情報システムが万一障害等を起こした際には、第三者の外部業者に保守を依頼することがあります。</p> <p>その対応等の過程で当該外部業者に対して弊社の秘密情報が保管されている情報システムへのアクセスを許諾することが考えられますので、きわめて例外的な措置ですが、予めご了承頂きますようお願い申し上げます。</p>	<p>仕様書及び契約書に定める内容に抵触しない限り問題ございません。また、請負契約の業務の実施に当たっては監督職員による適切な履行管理・監督がされることと存じます。</p>

4	<p>秘密情報の取扱いについて 成果物の開示制限について</p> <p>貴省へ納入する成果物については本件業務のために作成及び提供するものであり、第三者における利用や意思決定等を想定していません。つきましては、第三者に対する開示を原則制限し、例外的に開示を行う場合には、弊社の商号、ロゴ等を削除し、履行人員等に言及しない上で、開示頂きますようお願い申し上げます。</p>	<p>情報公開法に抵触しない限り問題ございません。</p>
5	<p>立入・調査・監査について</p> <p>弊社は、事業の性質上、他のお客様の秘密情報を多数保管しております。そのため、監督又は調査の必要性があり、貴省（貴省が業務を委託した第三者を含む）が弊社に立ち入る場合には事前に日時をご通知いただき、監督又は調査の方法は別途協議として、弊社と他のお客様との間の守秘義務に抵触しないようご配慮をお願い申し上げます。なお、提出要請される資料について、帳簿類や内部規程等、社外秘の資料の場合は対応できない場合がございます。</p>	<p>仕様書及び契約書に定める内容に抵触しない限り問題ございません。また、請負契約の業務の実施に当たっては監督職員による適切な履行管理・監督がされることと存じます。</p>
6	<p>契約解除について</p> <p>法令諸規則等の改正により、弊社の業務提供が関連法令諸規則等に抵触するとみなされる場合など合理的な理由がある場合は、弊社より契約解除をさせて頂く場合がございます。</p>	<p>仕様書及び契約書に定める内容に抵触しない限り問題ございません。また、請負契約の業務の実施に当たっては監督職員による適切な履行管理・監督がされることと存じます。</p>
7	<p>ベンダー選定助言業務</p> <p>(1) 本件業務にベンダー選定助言が含まれますため、次の事項について合意または了解をお願い申し上げます。</p> <p>① 貴省は、ベンダーを選定する判断力及び職権を有し、かつそれに必要な経歴及び知識を有する経営陣又はこれと同等の人員をプロジェクトチームに配置すること</p> <p>② 弊社（メンバーファーム含む）が候補ベンダーに対して保証業務、税務業務及び又は助言業務を提供している可能性があること</p> <p>③ 弊社が、貴省より提供された提案依頼書において選択されたベンダーに関する潜在的な弊社（メンバーファーム含む）の利益相反について、内部調査を実施すること</p> <p>④ 候補ベンダーが弊社（メンバーファーム含む）の顧客である場合においても、弊社の本件業務の遂行にいかなる影響も与えないことに貴省が合意すること</p> <p>⑤ 提案依頼書に対する候補ベンダーの回答の分析作業に影響を与える利益相反を認識した際、弊社は貴省に通知するものとする。ただし、弊社が前出の内部調査の実施後に、弊社（メンバーファーム含む）において利益相反の可能性が生じる業務が受託される可能性がある場合弊社は、速やかに貴省にその旨通知すること</p>	<p>請負契約の業務の実施に当たっては監督職員による適切な履行管理・監督が行われます。</p> <p>仕様書及び契約書に定める内容に抵触しない限り問題ございません。</p> <p>提案書の作成事項に含まれる内容は、提案書審査委員会に置いて適切に審査いたします。</p>
8	<p>ベンダー選定助言業務</p> <p>ベンダー選定助言業務である本件業務は、貴省の要請に基づき提供する助言行為であり、ベンダーの選定を確約するものではなく、また、ベンダーの選定は貴省が自己の責任により最終的な決定を行うものと理解しております。弊社が選定されたベンダーの合目的性及び有用性等について責任を負うものではないことをご認識の上、ご了承頂きますようお願い申し上げます。</p>	<p>仕様書及び契約書に定める内容に抵触しない限り問題ございません。</p> <p>提案書の作成事項に含まれる内容は、提案書審査委員会に置いて適切に審査いたします。</p>

9	<p>調達仕様書「5. 作業内容 (3)事前相談システムの機能改善に係る工程管理支援」</p> <p>質問：工程管理支援として進捗報告や課題管理他、事前相談システム全体のスケジュールや問題発生時のエスカレーションや伴走支援等、いわゆる工程管理事業者のPMO的な支援を想定されておりますでしょうか。それとも事前相談システムとPICシステム間の情報共有や、不整合箇所の調整等の程度の作業になりますでしょうか。</p>	<p>詳細は提案内容に含めていただければと存じますが、最低限事前相談システムとe-PICシステム間の情報共有及び作業に係るスケジュール管理、不整合箇所の調整はお願いする想定しております。</p>
10	<p>調達仕様書「5. 作業内容 (6)PIC手続電子化のための調達支援 ア. 調達仕様書(案)の作成」</p> <p>質問：公示時期や意見招請期間等の想定がありましたら、ご教示ください。</p>	<p>予算の内示が出る時期を鑑み、最速でも意見招請は1月中旬、入札公告は4月頭となる見込みです。</p>
11	<p>調達仕様書「5. 作業内容 (6)PIC手続電子化のための調達支援 イ. 積算資料の作成」</p> <p>質問：見積自体は行わず、他事業者（複数）に提出させる見積様式の作成と、見積結果の比較や考察ととらえてよいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
12	<p>調達仕様書「5. 作業内容 (7)業務効率化支援」</p> <p>質問：具体的にはServiceNow!等のサービスを利用した業務の効率化等の提案を行うということでしょうか。そのうち、すぐに実施できるもの（サービスや製品の調達を行うことなく身近な環境で実施可能な対策）について具体的なルールや手順等を提案・支援するということがよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
13	<p>調達仕様書「5. 作業内容 (8)国際関係業務 ア. 国際会議等交渉の支援」</p> <p>質問：「等」の国際会議とありますので、他会議もあると考えてよいでしょうか。またこれらは年度内に1回のみ想定でしょうか。また、「各国の意見及び対応方針」について条約事務局の資料のみで把握可能なのでしょうか。公開情報からのリサーチを想定されるか、又は在外公館への調査訓令等が発出される想定でしょうか。</p> <p>また、これまでの作業部会の議事録や対処方針等は提供いただける理解で良いでしょうか。</p>	<p>SIWGの本会合に加え、準備会合等が開催される可能性があるため、「等」と記載しております。また回数については現時点で定かではありませんが、対面で会議が開催される場合は年度内に1回のみ想定しております。加えて各国の大まかな意見等についてはHP上で公開されている資料からある程度読み取ることは可能ですが、詳細は請負後環境省から共有する議事録等で把握いただければと思います。なお現時点で在外公館への調査訓令等の発出は検討しておりません。</p>
14	<p>調達仕様書「5. 作業内容 (9)法的・規制面の確認」</p> <p>質問：米国・カナダ以外に念頭に置いている国はありますか。在外公館への調査訓令発出は想定されていますか。</p>	<p>基本的に米国を中心とした連携を想定していますが、今後の国際情勢等鑑みEU等の他国についても検討する可能性はございます。なお現時点で在外公館への調査訓令等の発出は検討しておりません。</p>
15	<p>調達仕様書「8. スケジュール」</p> <p>質問：調達支援、業務効率化支援、国際関係業務、法的・規制面の確認等、スケジュールではほぼ通年となっておりますが、必要な期間に絞って実施してもよろしいでしょうか。</p>	<p>必要な期間に絞って実施することで問題ございません。</p>